

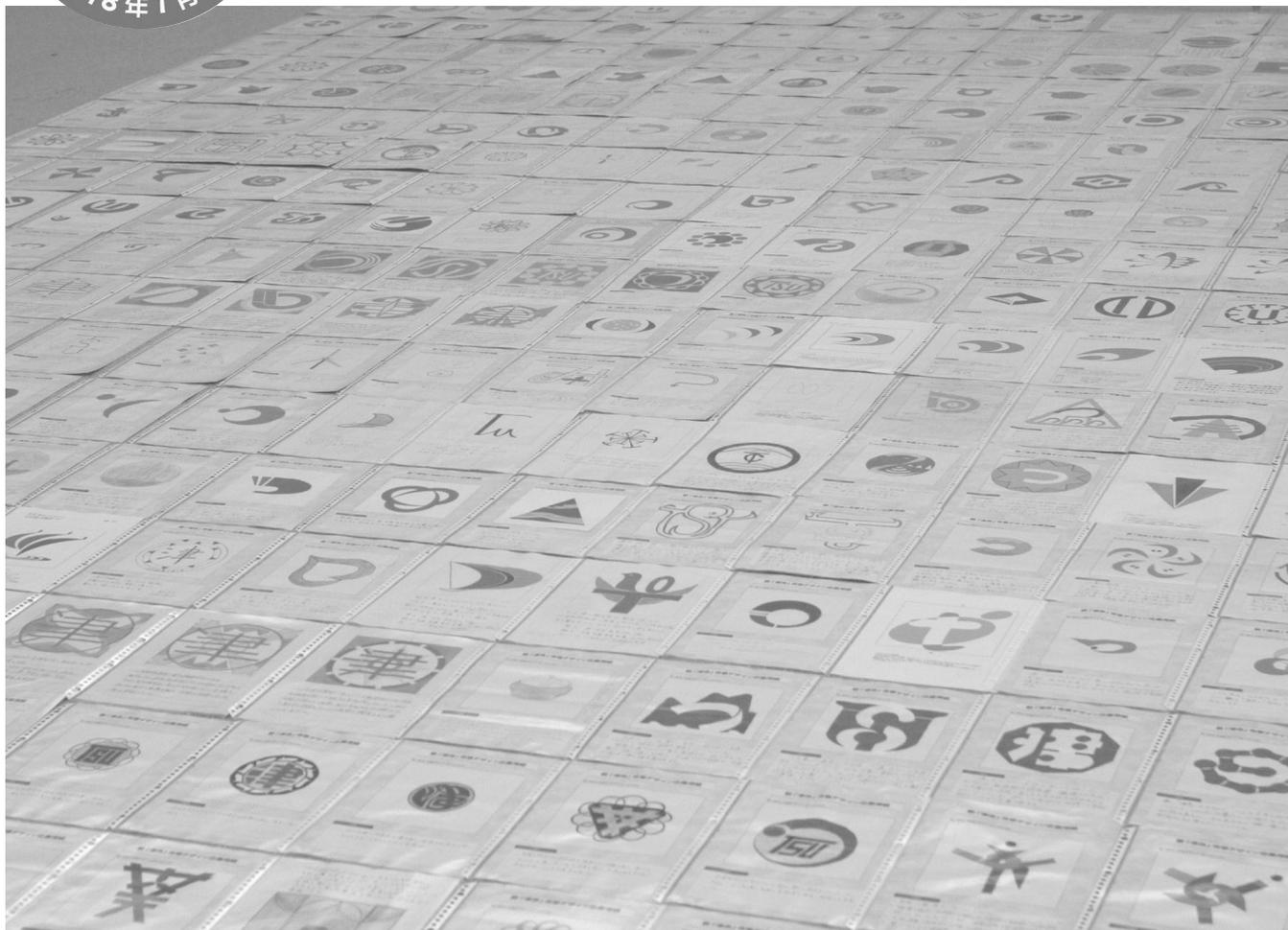


津市/久居市/河芸町/芸濃町/美里村/安濃町/香良洲町/一志町/白山町/美杉村

津地区

合併協議会だより 第27号

平成17年8月1日 ● 津地区合併協議会 ● ☎059(229)3450 ● FAX059(229)3451



多数のご応募をいただいた新市の市章デザイン

新「津市」市章デザインの募集終了

6月1日から7月15日まで募集を行いました新「津市」市章デザインに対して、構成市町村をはじめ、全国から1,300点を超える応募がありました。幅広い年齢層から多数のご応募をいただき、あり

ありがとうございました。

新「津市」の市章は、今後2回の選考と構成市町村での住民アンケートを経て、10月下旬に開催される合併協議会で決定する予定です。

目次

- 1 新「津市」市章デザインの募集終了
- 2 第39回津地区合併協議会での議事
津地区合併協議会委員・監査委員
- 4
- 5 平成18年1月1日の新「津市」誕生
に向けて

- 6 新「津市」観光情報
- 合併PR事業
- 7 お便利のご紹介
市町村合併についてご意見・ご要望を
お寄せください
- 最近の動き
- 8 協議会の開催予定
構成市町村の人口
新市まちづくり計画小学生版

第39回津地区合併協議会での議事

6月29日、津市役所大会議室で第39回合併協議会が開催されました。

新市の組織・機構については、委員から出された意見や要望を受け、再度修正案が示され協議をしました。

報告事項では、平成16年度津地区合併協議会繰越明許費繰越計算書と前回の協議会で提案された7件の事務事業詳細調整結果が報告され承認されました。

また、協議事項では、前回の協議会で提案された4件の事務事業詳細調整結果を協議しました。

なお、次回協議会で協議予定の事務事業詳細調整結果の協議事項3件と報告事項7件が提案されました。

議事の内容は次のとおりです。

◆協議事項◆

議 題	結 果
①総務・企画部会の事務事業詳細調整の協議について	①原案確認
②環境部会の事務事業詳細調整の協議について	②原案確認
③産業労働部会の事務事業詳細調整の協議について	③原案確認
④教育文化部会の事務事業詳細調整の協議について	④原案確認 (※一部継続協議)

◆報告事項◆

議 題	結 果
①総務・企画部会の事務事業詳細調整について	①原案承認
②財務部会の事務事業詳細調整について	②原案承認
③市民部会の事務事業詳細調整について	③原案承認
④都市計画部会の事務事業詳細調整について	④原案承認
⑤下水道部会の事務事業詳細調整について	⑤原案承認
⑥上水道部会の事務事業詳細調整について	⑥原案承認
⑦消防部会の事務事業詳細調整について	⑦原案承認
⑧平成16年度津地区合併協議会繰越明許費繰越計算書について	⑧原案承認



熱心な議論が交わされる

新市の組織・機構について (案)

新市の組織・機構(案)について協議を行った結果、概ね了承が得られたことから、行政組織機構図や庁舎の部課の配置を含め、協議案件として事前提案し、次回協議会で協議することになりました。



事務事業の取り扱いについては、既に基本的な方向が確認されていますが、さらに詳細な調整結果が4つの部会から提案され、協議の結果、一部の内容を除き確認されました。

総務・企画部会の事務事業詳細調整

【ケーブルテレビ番組の制作・放送(統一時期は合併と同時)】

1. 行政番組を(株)ZTVの6チャンネルを使用し、新市全域に放送する。(6チャンネルの使用については、(株)ZTVと調整する。)
2. 行政番組の制作は、放送設備を一志町ケーブルシステム放送通信センターに統合し、自主番組を制作する。

また、広大な市域であるため、取材なども含め(株)ZTVへの委託番組も制作する。

なお、コミュニティ番組の制作は当面行わないこととする。

3. 番組の放送形態は、基本的に1時間パッケージのリピート放送とする。
4. 番組の放送時間は、午前6時か

ら翌日午前0時までの18時間放送とする。

5. 番組の内容については、市政の取り組みの紹介、広報紙の解説、伝統行事などの紹介や部課などからの連絡周知事項、時節の話題の紹介および地域の名所史跡や公共施設の紹介、文字放送などを放送する。

6. その他、各種講演会、公演などの行事の様態を必要に応じて随時放送する。

また、行政から市民に周知しなければならないような事項が生じた場合は、その都度放送する。

7. 番組の更新については、今後も引き続き協議を行うこととする。

【指定金融機関等の指定(統一時期は合併と同時)】

1. (株)百五銀行を指定金融機関に指定する。
2. 収納代理金融機関については17の金融機関を指定する。

環境部会の事務事業詳細調整

【家庭ごみの収集ステーションの設置状況（補助金の統一時期は平成18年4月1日）】

家庭ごみの収集ステーションの設置については、次のとおりとします。

1. 目的

市民の美化意識の高揚を図るとともに、生活環境の向上に資するため、ごみ一時集積所の設置などに関し補助をする。

2. 補助対象

①自治会が管理するごみ一時集積所の設置費（新設、改修、または、修繕）の一部を補助する。

②耐久構造であれば、固定式、可動式いずれも可とする。

③構造物の大きさに制限はしない。

④原材料費およびネット式などの簡便なものは、補助の対象としない。

3. 交付基準

1ヶ所当たり事業費5万円以上とし、事業費の3分の1以内を補助する。ただし、補助金の限度額は、15万円とする。

4. その他

補助金の交付については、予算の範囲内において行う。



産業労働部会の事務事業詳細調整

【商工会議所等事業補助（統一時期は合併後3年程度）】

それぞれの商工会議所などの合併状況を見据えつつ、新市移行後3年程度を目処に新たに統一した基準による補助制度を制定することとし、それまでの間については、暫定的な交付基準により対応する。

新市の商工業の振興と発展を図るため、交付対象を新市内の商工会議

所および商工会とし、商工会議所については事業費に対し、商工会については事業費および運営費に対し、その一部を補助する。

暫定交付基準は平成18年4月1日から、次のとおりとする。

①商工会に対する補助金については、平成11年度から5年間の実績に基づく以下の算式による算定値（基本割※(1)と会員割※(2)の合計額）を補助金額とする。

なお、算定値が平成11年度から5年間の実績の平均値を上回るときは、平均値を補助金額とする。

※(1)各団体補助金平均値×50%

※(2)各団体平均補助額の総額×50%÷商工会総会員数

②特別補助金（イベント補助、利子補給補助など）は、補助金の実績から除外して算定する。

また、算定から除外された商工会の特別補助金は別途補助するものとする。

なお、商工会議所に対する補助金については、平成17年度の津市および久居市の補助金額の合計額とする。

【農林業関係国県補助事業および市町村単独事業（統一時期は平成18年4月1日）】

新市の土地改良事業などに係る受益者負担金については、新たな制度で統一する（詳細はホームページなどでご覧いただけます）。新市移行前からの継続事業については、当該事業が終了するまでの間は新市移行後も現行の負担割合などを適用する。

教育文化部会の事務事業詳細調整

【私学等振興助成事務（統一時期は平成18年4月1日）】

私学等振興助成事務は、次のとおりとします。

1. 目的

私学などの特色を生かした教育振興と、保護者の経費負担減を図る。

2. 補助対象

①県内に所在する私立高等学校を設置する学校法人

②三重朝鮮学園

③新市専修学校協会

3. 補助額および補助単価

①補助額

ア) 毎年度5月1日現在で、2の①、または、②に記載する学校に在籍する新市に住所を有する生徒（通学の生徒を対象とし、休学中、留学中の生徒は除く。）の数に②の補助単価を乗じた額

イ) 専修学校協会 年額16万5,000円

※ア)、イ)とも、上記の額を上限とし、予算の範囲内において補助する。

②補助単価

ア) 新市内に所在する高等学校は、1人当たり年額2,500円

イ) 新市外に所在する高等学校は、1人当たり年額1,000円

ウ) 三重朝鮮学園（初中級部）は、1人当たり年額2,500円

【私立幼稚園援助事務】

私立幼稚園援助事務は、次のとおりとします。

1. 新市内私立幼稚園に通園する4歳児および5歳児の保護者に対する補助

①目的

保護者の保育料の負担を軽減することにより、幼稚園教育の振興と充実を図る。

②対象

新市内の私立幼稚園に、毎年5月1日現在在籍する4歳児および5歳児の保護者で新市内に住所を有する者。

ただし、引き続き当該幼稚園において保育されている園児であること。

③補助額

園児一人当たり年額7,200円とするが、当該単価により算出した額を上限とし、予算の範囲内において補助する。



2. 新市私立幼稚園協会および新市内私立幼稚園に対する補助

①目的

私立幼稚園の教育環境を充実することにより、私学の特色を生かした幼稚園教育の振興を図る。

②対象

ア) 新市私立幼稚園協会

イ) 新市内に所在する私立幼稚園(学校法人)

③補助額

ア) 新市私立幼稚園協会 年額50万円

イ) 私立幼稚園 年額45万円+8,000円×教員数

※ア)、イ)とも、上記の額を上限とし、予算の範囲内において補助する。

【遠距離通学費補助金】

遠距離通学費補助金は、補助対象について意見が出され、再度協議することになりました。

【乳幼児教育に関すること(統一時期は平成18年4月1日)】

乳幼児教育に関することは、次のとおりとします。



1. 現在3歳児保育を実施している幼稚園については、合併後も3歳児保育を継続する。

2. 現在預かり保育を実施している幼稚園については、次のとおり預かり保育を実施する。

①預かり保育を行う日

次の日を除いた日に実施する。

ア) 土曜日、日曜日および国民の祝

日に関する法律に規定する日

イ) 振替休業日

ウ) 学年始休業日(4月1日から4月5日まで)

エ) 夏季休業日のうち8月14日から8月16日まで

オ) 冬季休業日のうち12月28日から翌年の1月5日まで

②保育時間

ア) 正規の保育時間終了後2時間を基本とする。

イ) 夏季休業日、冬季休業日および学年末休業日における預かり保育の実施時間は、午前9時から午後4時までとする。

③保育料の額

ア) 月額2,000円とする。ただし、8月については4,000円とする。

イ) 食料費などの預かり保育に要する経費は別とする。

【同和教育研究会補助(統一時期は平成18年4月1日)】

連合組織としての津市人権・同和教育推進協議会(仮称)への補助金は、以下の基準により交付する。

1. 交付目的

すべての市民の人権が保障される、明るく住みよい新「津市」の実現を目指して、学校、社会、行政および企業における人権・同和教育の研究と実践・啓発を推進するために、津市人権・同和教育推進協議会(仮称)が実施する事業に要する経費に対し補助する。

2. 交付先

現在の団体の連合組織に対して交付する。

3. 補助対象となる事業・経費

①研究大会、講演会の開催

②人権教育に係る講座・夏季学習会

③関係機関および団体との連携(啓発事業)

④研究・実践の交流

⑤人権・同和教育の研究

⑥各研究会への参加

⑦地域・企業への人権啓発活動

4. 補助金の考え方

補助率は、事業費の4分の3とし、予算の範囲内で交付する。

【指定文化財の保護管理(統一時期は平成18年4月1日)】

指定文化財に対する補助金、民俗芸能伝承活動補助金などを(仮称)文化財保護事業補助金交付要綱として一つの要綱に集約することとして、文化財保護事業補助金の補助内容は、次のとおりとする。

1. 目的

新市の区域内に存する市、県、または、国の指定を受けた文化財の保存・活用を図り、新市の文化の向上に資する。

2. 交付対象

当該文化財の所有者、管理者、または、保持・保存団体

3. 対象事業

①有形文化財の修理事業、防災事業および管理事業

②無形文化財の伝承者養成・公開事業

③有形民俗文化財の修理事業、防災事業および管理事業

④無形民俗文化財の伝承基盤整備事業および伝承活動事業

⑤史跡名勝天然記念物の復旧修理・防災事業および管理事業

4. 補助率

補助金の額については、予算の範囲内で定めます。(詳細はホームページなどでご覧いただけます。)

津地区合併協議会委員・監査委員

美杉村議会で役員選挙が行われ、協議会委員に変更がありました。

また、監査委員にも変更がありました。

【津地区合併協議会委員】

市町村名	役職	氏名
美杉村	議長	森下 誠

【監査委員】

市町村名	役職	氏名
香良洲町	町議会議員	畑 信之

平成18年1月1日の新「津市」誕生に向けて

平成18年1月1日の新「津市」誕生に向けた
構成市町村長の声を順次お届けしています。

今月は美里村長と香良洲町長の声をお届け
します。

美里村長 黒川 和義



いよいよ5ヶ月後に、全国的にも希な10市町村が合併して、新「津市」が誕生する運びとなりました。これまでの住民皆様のご理解と、関係各位のご努力に敬意を表し、感謝を申し上げます。

この合併には、それぞれの地域の思いや歴史の違いなど、さまざまな課題があり、決して順風満帆に進展したものではありませんでした。

しかし、少子高齢化、地方交付税

や自主財源の減少、住民ニーズの拡大など小さな自治体を取りまく状況は誠に厳しく、複雑かつ多様化する住民サービスが維持できない状況となって参りました。住民説明会を開催し、十分に状況を説明し、ご理解を得る中で、足腰の強い新市へ生まれ変わる決意を致しました。

新市となります10市町村はそれぞれの地域に多くの自然、素晴らしい人材など、発展可能な資源がたくさんあります。それを生かし、育てていくことが新市全体の活性化につながっていくのだと思います。

また、都市周辺から30分から1時間以内に多様な機能を持つ中山間地域が控えています。都市と農山村が一つの自治体となり、都市との交流政策の充実により、元気な中山間地域が出来ることを期待しております。

現在、新市における事務事業、組

織・機構の細部調整に入っており、中でも住民に最も身近な行政サービスの窓口である総合支所のあり方について十分に協議調整を図っております。

限りある財源のなか、住民の積極的な参画を促し市民との協働による個性豊かな新しい時代の地方自治が創造出来ると確信しております。

新市は、自然環境に恵まれた山あり、肥沃な平野あり、豊かな海ありの広大な自治体に生まれ変わります。710平方キロメートルのグランドデザインをどう描き実践するかは、そこに住む住民の英知と努力をおいて他ならないと思います。

我が美里村民も新市の一員としてその義務と責任を果たして行く中で、地域づくりに積極的に参画し、夢と希望を持って前進して行かなければと思っています。

香良洲町長 鈴木 一司



全国的に、夏祭りの太鼓がひとしきり聞こえてくるころとなりました。香良洲町においても、夏の最大イベントでもある三重県指定無形民俗文化財の「風災踊り」を8月15日の当日を目前にし、連日各町内が太鼓の音色で渦巻いており、350年前の伝統芸能を老人から子どもまで必死に守る姿を拝見し、合併後の運営についても非常に力強く感じております。津地区合併10市町村の多くの皆様に、一度優雅な踊りをご覧いただき、夏の一夜を過ごしてほし

いと思っています。

さて、津地区合併協議会が設立され、約3年を迎えようとしています。その間、多くの関係者、また、各関係団体からのご意見などを協議し進めてまいりました。その結果、多くの方々のご協力とご努力により、平成18年1月1日新「津市」が誕生する運びとなり、その歴史的場面に出会えて喜びと誇りを感じております。今一度初心に戻り、香良洲町76年の歴史を振り返ったとき、災害による幾多の苦難、また、昭和の大合併時には、財政力不足などにより合意できなかったこと、数多くの出来事が浮かんでまいります。

しかし、現在の香良洲町がここまで成長したのも、先人達が残された、住民ひとりひとりの温かい心、更には、一致団結心という強い絆のもと、築き上げられたものであると確信をいたしております。香良洲町は、市町村合併のスタートと考え、平成13

年6月を皮切りに、13回の合併についての説明会や報告会を開催し、多くの町民の方々からのご意見ご要望などを受け賜ったこと、特に町民の合併を進めることに対する理解の早さなど、非常に懐かしく感じております。

今後は、残された期間、香良洲町住民はもちろんのこと新市民が心豊かで元気あふれる県都として後世に誇れる新市誕生に向け努力をいたしたいと思います。同時に、大きく飛躍発展を遂げますことを熱望をいたしております。私自身、香良洲町住民に対し、歩むべき方向性を示す責任を果たせたという充実感と、新市の未来への期待感で胸膨らむ思いであります。

最後に、新市誕生に向けて努力をするとともに、与えられた時間を全力を傾ける所存でありますので、ご理解を賜り、格別のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

あなたも足を運んで
みませんか

新「津市」 観光情報

8月の新「津市」観光情報をお届けします。

暑い夏になりました。この時期しか体験できないイベントも盛りだくさんです。

ぜひ楽しい夏の思い出を作ってみませんか。



【イベント】

市町村名	日程	行事名・開催場所	内容
久居市	8月6日(土)	サマーフェスティンひさい (陸上自衛隊久居駐屯地グラウンド)	打ち上げ場所が会場間近で、真上に上がる花火は迫力満点。フィナーレの特大スターメインと仕掛け花火の大ナイヤガラは、多くの観客を魅了します。
	8月15日(月)	寛政の一揆ひさい榊の盆(榊原自然の森)	津藩史唯一の農民騒動「寛政の一揆」。この一揆で自らが犠牲となって村を守った榊原町の庄屋の町井友之丞を偲んで平成10年から行っています。道中踊りや寸劇など、地元の伝統を伝える情緒豊かなイベントです。
芸濃町	8月6日(土)	げいのうどっと来い夏祭り (芸濃町総合庁舎)	総合庁舎の芝生広場で踊りやゲーム、花火大会などを行います。
美里村	8月6日(土)	美里夏まつり2005(美里村役場庁舎前みさとの丘)	ゲーム大会、夜店、お楽しみ抽選会、花火大会などを行います。
	8月15日(月)	かんこ踊り 【北長野地区】長野神社 【南長野地区】南長野生活改善センター	江戸中期以降から神事奉納として地区住民に唄い、踊り、育まれてきた伝統行事です。華やかな装束に身を包み、五穀豊穰と家内安全などの願いを込めて、毎年北長野、南長野、桂畑の3地区で行います。
	8月24日(水)	【桂畑地区】洞雲寺	
安濃町	8月15日(月)	安濃町盆踊り花火大会(安濃中央総合公園)	ゲーム大会、盆踊り、花火大会、アトラクションなどを行います。

◆内容のお問い合わせは、市町村の担当課へ
久居市農林商工観光課 (☎225-3110【代表】)
芸濃町総務課 (☎266-2510)
美里村企画課 (☎279-8112)
安濃町教育委員会社会教育課 (☎268-0100)

※サマーフェスティンひさいは、久居市農林商工観光課内 市民納涼大会実行委員会事務局 (☎255-3110【代表】内線1226) へ
美里夏祭りは、美里村商工会内 美里まつり実行委員会 (☎279-2456) へ



サマーフェスティンひさい



かんこ踊り (美里村)

【梨狩り】

8月中旬～9月中旬
観光梨園 (久居市)

【海水浴場】

7月下旬～8月中旬
阿漕浦海水浴場、御殿場海水浴場 (津市)
香良洲海水浴場 (香良洲町)

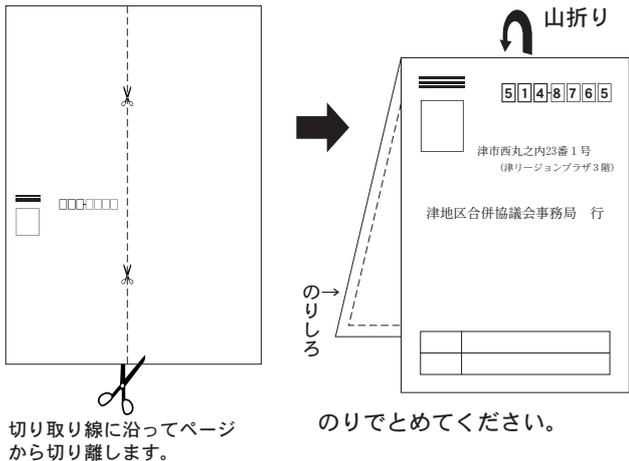


返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入の上、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けした上で、郵送してください。（切手は必要ありません）



切り取り線に沿ってページから切り離します。

のりでとめてください。

～みんなで考えよう！市町村合併～

(山折り)



(切り取り線)



最近の動き

- 7月5日 津地区合併協議会予算中間監査を実施
- 15日 新「津市」市章デザイン募集終了
- 21日 新「津市」市章デザイン第1次選考
- 25日 第40回津地区合併協議会を開催
- 8月1日 合併協議会だより第27号を発行

協議会の開催予定

●第41回津地区合併協議会

と き 9月2日(金)、午後3時00分～
 ところ 津センターパレス 5階 津市センターパレスホール

※変更する場合がありますので、傍聴を希望される人は、事前に事務局へご確認ください。

構成市町村の人口 292,378人

津市	165,695人	安濃町	11,457人
久居市	42,377人	香良洲町	5,554人
河芸町	18,530人	一志町	15,328人
芸濃町	8,713人	白山町	13,585人
美里村	4,238人	美杉村	6,901人

平成17年6月1日現在の人口（外国人を含む。）

新市まちづくり計画小学生版

新市の将来を担う子どもたちに、新市の誕生や魅力、新市で実施する事業などを分かりやすく紹介するため、新市まちづくり計画小学生版を作成し、構成市町村の小学校5、6年生に配布しました。

小学生版の冊子



※本冊子は合併協議会事務局および構成市町村の合併担当部課でも配布しています。

料金受取人払



差出有効期間
平成17年12月
末日まで有効
●切手不要

5 1 4 8 7 6 5

津市西丸之内23番1号
(津リージョンプラザ3階)

津地区合併協議会事務局 行



※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

編集/発行

津地区合併協議会事務局

(津リージョンプラザ3階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450/FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsumie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>